児童発達支援・放課後等デイサービスご利用のしおり

2024年6月 にじのひかり教室 作成

児童発達支援・放課後等デイサービスを利用するには「通所受給者証」が必要となります。実際にご利用までの流れを説明します。

①学校や家で困りごとが出てくる

学校や家庭での様子で気になることが出てきたら、小児科やクリニックで医師の診察を受け、発達障害の診断または支援が必要なことを認定してもらって下さい。

すでに診断などを受けている場合は、申請手続きに移り、にじのひかり教室へお問合せ下さい。診断や認定前でもにじのひかり教室にご相談いただくことは可能です。

②申請手続き（名古屋市在住なら区役所・県内在住なら市役所）

子ども福祉課、福祉係にて申請の手続きができます。

障がいの内容により申請窓口が異なる場合がありますので、くわしくはお問合せ下さい。

③利用計画案の作成・提出

適切な支援の利用になるように、どのような目的でどのようなサービスを利用したいか等を記載した「利用計画案」を作成し提出します。

保護者が作成する「セルフプラン」と、相談支援事業所に相談して作成してもらう方法と 2 パターンあります。様々な支援を必要とする場合は、相談支援事業所を活用されることをおすすめします。

④通所受給者証の発行

問題がなければ、申請からおよそ 2 週間前後で、サービスの種類・利用者負担上限月額等が記載された「通所受給者証」が発行されます。

⑤事業所との契約

利用したい「児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所」を選び、契約を結び、利用開始となります。曜日や目的ごとに複数の事業所と契約することも可能です。その場合はどこか一か所の事業所に上限管理をしてもらうことになります。

※「通所受給者証」の発行には、必ずしも「障害者手帳（身体・愛護・精神)」が必要となるわけではありません。手帳がなくても対象となる場合がありますので、くわしくはお問合せ下さい。

※現在、名古屋市内には多くの「児童発達支援事業所・放課後等デイサービス」があります。それぞれの事業所によって、サービス提供時間や療育の内容も異なります。お子様に合った事業所を見つけるために、事前に見学に行ったり、説明を聞いたりされることをお勧めします。